

経済産業省の発表について

11月25日、経済産業省資源エネルギー庁より、改正再エネ特措法に基づき、関係法令の違反などが確認された太陽光発電事業19件に対しまして、FIT/FIP交付金の一時停止措置を実施した旨が発表されておりますが、当社はこの処分の対象ではございません。

当社は、引き続きコンプライアンスの遵守徹底を図りつつ、社業に邁進してまいります。

以上

すべての人をエネルギーの主人公に

